

台風、その他の異常気象時の登下校について

H24. 4. 1 改定

- ① 午後3時に暴風警報が発令されていた時は学校は臨時休業校となるので登校しなくてよい。
- ② 授業開始後暴風警報が発令されたら、速やかに帰宅する。ただし、安全に帰宅することが困難な場合には、学校の指示を受け安全な場所に待避して、保護者等にその旨を連絡する。
- ③ 登校時暴風警報が発令されていないが、道路、橋梁の決潰、浸水、凍結などにより危険が予想されたり、輸送機関のマヒなどにより登校が困難な場合には、危険な状況が解消するか、輸送機関が復旧するまで登校を見合わせ、その旨を学校に連絡する。
なお、状況の判断ができない時には学校へ問い合わせをする。
- ④ ふだんから通学道路、橋梁などの状況をつかみ、常に安全に注意し登下校する。

※③について

登校しなかった場合の扱い

輸送機関のマヒの場合は公欠扱いとする。それ以外は担任が正当と認めた場合は打ち合わせにはかり、公欠扱いとする。